

## 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正

(登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチンの接種について)

この度、豚熱の特定家畜伝染病防疫指針が一部改正され、留意事項についても一部改正されました。

### 指針改正のポイント

## 認定農場において登録飼養衛生管理者による 豚熱ワクチン接種が可能になりました

#### 【① 認定農場になる必要があります】

県が飼養衛生管理基準の遵守、ワクチン管理体制等に関する要件を満たすと認定する農場

☞接種に係る作業手順書の作成やワクチン接種に係る資器材の確保等が必要です。

#### 【② 登録飼養衛生管理者だけが接種できます】

家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督の下、適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して県が登録する飼養衛生管理者

☞研修会の受講、家畜伝染病予防法第50条による使用許可等が必要です。

現在、研修会日程等を調整中ですので、決まり次第お知らせさせていただきます。  
今後の接種方法について予めご検討をお願いいたします。

農林水産省 豚熱に関する特定家畜防疫指針 (令和4年12月23日一部改正)

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_bousi/attach/pdf/index-8.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-8.pdf) ご確認ください☞



### 神奈川県県央家畜保健衛生所

県央家保ホームページ

本所 〒243-0417 海老名市本郷3658  
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124  
東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076  
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

